ハ　次の範囲内において行うこと。
(1)　診療
(2)　薬剤又は治療材料の支給
(3)　処置、手術その他の治療及び施術
(4)　病院又は診療所への収容
(5)　看護
ニ　医療の提供のため支出できる費用は、救護班による場合は使用した薬剤、治療材料、破損した医療器具の修繕費等の実費とし、病院又は診療所による場合は国民健康保険の診療報酬の額以内とし、施術所による場合は協定料金の額以内とすること。
二　助産
イ　避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により助産の途を失った者に対して行うものであること。
ロ　次の範囲内において行うこと。
(1)　分べんの介助
(2)　分べん前及び分べん後の処置
(3)　脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給
ハ　助産のため支出できる費用は、救護班等による場合は使用した衛生材料の実費とし、助産師による場合は慣行料金の百分の八十以内の額とすること。

（被災者の捜索及び救出）

第六条　法第七十五条第一項第五号の被災者の捜索及び救出は、次の各号に定めるところにより行うこととする。
一　避難の指示が解除された後又は武力攻撃により新たに被害を受けるおそれがない場合、武力攻撃災害により、現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、又は救出するものであること。
二　被災者の捜索及び救出のため支出できる費用は、舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費として当該地域における通常の実費とすること。

（埋葬及び火葬）

第七条　法第七十五条第一項第六号の埋葬及び火葬は、次の各号に定めるところにより行うこととする。
一　武力攻撃災害の際死亡した者について、死体の応急的処理程度のものを行うものであること。
二　原則として、棺又は棺材の現物をもって、次の範囲内において行うこと。
イ　棺（附属品を含む。）
ロ　埋葬又は火葬（賃金職員等雇上費を含む。）
ハ　骨つぼ及び骨箱
三　埋葬のため支出できる費用は、一体当たり大人二十万千円以内、小人十六万八百円以内とすること。

（電話その他の通信設備の提供）

第八条　法第七十五条第一項第七号の電話その他の通信設備の提供は、次の各号に定めるところにより行うこととする。
一　避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、通信手段を失った者に対して行うものであること。
二　電話、インターネットの利用を可能とする通信端末機器その他必要な通信設備を第二条第一号に規定する避難所に設置し、これらの設備を避難住民等に利用させることにより行うものであること。
三　電話その他の通信設備の提供のため支出できる費用は、消耗器材費、器物の使用謝金、借上費又は購入費、必要な通信設備の設置費及び通信費として当該地域における通常の実費とすること。

（武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理）

第九条　法第七十五条第一項第八号の規定に基づく令第九条第一号の武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理は、次の各号に定めるところにより行うこととする。
一　避難の指示が解除された後若しくは武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれがなくなった後、武力攻撃災害により住家が半壊若しくは半焼し、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して行うものであること。
二　居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分に対し、現物をもって行うものとし、その修理のために支出できる費用は、一世帯当たり五十二万円以内とすること。

（学用品の給与）

第十条　法第七十五条第一項第八号の規定に基づく令第九条第二号の学用品の給与は、次の各号に定めるところにより行うこととする。
一　避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある小学校児童（特別支援学校の小学部児童を含む。以下同じ。）、中学校生徒（中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部生徒を含む。以下同じ。）及び高等学校等生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、中等教育学校の後期課程（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。）に対して行うものであること。
二　被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うこと。
イ　教科書
ロ　文房具
ハ　通学用品
三　学用品の給与のため支出できる費用は、次の額の範囲内とすること。
イ　教科書代
(1)　小学校児童及び中学校生徒　教科書の発行に関する臨時措置法（昭和二十三年法律第百三十二号）第二条第一項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出、又はその承認を受けて使用するものを給与するための実費
(2)　高等学校等生徒　正規の授業で使用する教材を給与するための実費
ロ　文房具費及び通学用品費
(1)　小学校児童　一人当たり　四千百円
(2)　中学校生徒　一人当たり　四千四百円
(3)　高等学校等生徒　一人当たり　四千八百円
四　避難の指示が長期にわたって解除されない場合又は武力攻撃災害が長期にわたって継続している場合は、必要に応じ前号に掲げる額の範囲内で再び実施することができること。

（死体の捜索及び処理）

第十一条　法第七十五条第一項第八号の規定に基づく令第九条第三号の死体の捜索及び処理は、次の各号に掲げる救援ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。
一　死体の捜索
イ　避難の指示が解除された後又は武力攻撃により新たに被害を受けるおそれがない場合、武力攻撃災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情により既に死亡していると推定される者に対して行うものであること。
ロ　死体の捜索のため支出できる費用は、舟艇その他捜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費として当該地域における通常の実費とすること。